

平成 27 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 27 年 6 月 5 日 提 出

目 次

同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
議案第33号	東浦町情報公開条例及び東浦町個人情報保護条例の一部改正について	2
議案第34号	東浦町税条例の一部改正について	6
議案第35号	平成27年度東浦町一般会計補正予算（第2号）	別添
議案第36号	平成27年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第37号	工事請負契約の締結について（庁舎空調設備改修工事）	15
議案第38号	工事請負契約の締結について（非常用発電機設置工事）	16
議案第39号	工事請負契約の締結について（学校体育館天井等改修工事（その1））	17
議案第40号	工事請負契約の締結について（学校体育館天井等改修工事（その2））	18
議案第41号	平成26年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成27年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成27年6月5日提出

東浦町長 神谷明彦

伴 勝 規

提案理由

固定資産評価審査委員会委員渡辺守男が、平成27年6月30日任期満了となることに伴い、その後任の委員を選任するため提案するものである。

議案第 33 号

東浦町情報公開条例及び東浦町個人情報保護条例の一部改正について
東浦町情報公開条例及び東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町情報公開条例及び東浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(東浦町情報公開条例の一部改正)

第 1 条 東浦町情報公開条例(平成 20 年東浦町条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(行政文書の開示義務) 第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア及びイ 略 ウ 当該個人が公務員等(国家公務	(行政文書の開示義務) 第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。 (1) 略 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア及びイ 略 ウ 当該個人が公務員等(国家公務

<p>員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）</p> <p>エ 略</p> <p>(3) から (6) まで 略</p>	<p>員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）</p> <p>エ 略</p> <p>(3) から (6) まで 略</p>
--	--

(東浦町個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 東浦町個人情報保護条例（平成 20 年東浦町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第 17 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第 17 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報</p>

報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並

報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並

<p>びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）</p> <p>(3) から (8) まで 略</p>	<p>びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）</p> <p>(3) から (8) まで 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 34 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第 292 条第 1 項第 14 号</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、<u>退職所得金額又は山林所得金額</u>の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3 から 6 まで 略</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第 2 条第 12 号の 18</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、<u>退職所得金額又は山林所得金額</u>の計算の例によって算定する。</p> <p>3 から 6 まで 略</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>

第35条の3の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第50条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金に

第35条の3の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第50条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金に

あつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 50 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

2 略

第 16 条の 2 削除

にあつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第 50 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

2 略

(町たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る町たばこ税の税率は、第 87 条の規定にかかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,495 円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 90 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 1 項中「第 34 号の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 5 様式」と、同条第 2 項中「第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 48 号の 6 様式」と、同条第 3 項中「第 34 号の 2 の 6 様式」とあるのは「第 48 号の 9 様式」と、同条第 4 項中「第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるの

は「第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 項並びに附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項及び附則第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第 32 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 25 条第 2 項の規定は、前条ただし書に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条ただし書に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の東浦町税条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税率は、新条例第 87 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 90 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 90 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。)第 48 号の 5
-------------	--------------	---

		様式
第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第90条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに町長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第90条第1項若しくは第2項	東浦町税条例の一部を改
------	----------------	-------------

		正する条例（平成27年東浦町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第3条第6項
第21条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
第21条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第3条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項
第92条の2	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第5項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第3条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき町たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして

同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	前3項	前2項及び第9項
第7項の表第21条の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第21条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻た

ばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	前3項	前2項及び第11項
第7項の表第21条の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第21条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得

税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	前3項	前2項及び第13項
第7項の表第21条の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第21条第2号の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第3条第5項	附則第3条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第3条第6項	附則第3条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について（庁舎空調設備改修工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | |
|----------|--|
| 1 工 事 名 | 庁舎空調設備改修工事 |
| 2 路線等の名称 | 東浦町役場 |
| 3 工事場所 | 知多郡東浦町大字緒川字政所地内 |
| 4 工事概要 | 本庁舎及び南庁舎の空調設備改修に伴う機械及び電気設備並びに建築工事一式 |
| 5 契約金額 | 67,500,000円 |
| 6 契約の相手方 | 東海市東海町5丁目3番地
三和テクノ株式会社 東海事業所
取締役所長 梶 浦 弘 二 |
| 7 契約の方法 | 一般競争入札 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について（非常用発電機設置工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 非常用発電機設置工事 |
| 2 | 路線等の名称 | 東浦町役場 |
| 3 | 工 事 場 所 | 知多郡東浦町大字緒川字政所地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 本庁舎及び南庁舎の非常用発電機増設に伴う電気設備工事一式 |
| 5 | 契 約 金 額 | 50,198,400円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 半田市住吉町3丁目146番地
株式会社誠電社
代表取締役 小 川 浩 |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について（学校体育館天井等改修工事（その1））
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神谷明彦

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 学校体育館天井等改修工事（その1） |
| 2 | 路線等の名称 | 東浦町立藤江小学校、生路小学校及び片葩小学校 |
| 3 | 工 事 場 所 | 知多郡東浦町地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 既設屋内運動場の非構造部材落下防止対策に伴う建築及び電気設備工事 |
| 5 | 契 約 金 額 | 69,228,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
株式会社竹内組
代表取締役 竹内和男 |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 40 号

工事請負契約の締結について（学校体育館天井等改修工事（その2））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 学校体育館天井等改修工事（その2） |
| 2 | 路線等の名称 | 東浦町立石浜西小学校、緒川小学校及び森岡小学校 |
| 3 | 工 事 場 所 | 知多郡東浦町地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 既設屋内運動場の非構造部材落下防止対策に伴う建築及び電気設備工事 |
| 5 | 契 約 金 額 | 70,308,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長 坂 勝 之 |
| 7 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 41 号

平成 26 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 26 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 2,953,762,691 円のうち 92,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、2,581,000,000 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

平成 27 年 6 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 26 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。